

質 問 書

1. 指定廃棄物もしくは、8,000 Bq/kg 超の未指定の廃棄物保管量について、再度お伺いします。

平成26年10月2日に提出のありました貴省からの回答書には、「数量が空欄となっている市町村には、指定廃棄物もしくは、8,000 Bq/kg 超の未指定の保管量が存在しないことを示しています」と明記されています。

一方、平成25年5月末現在の県内市町村別汚染稲わら量と保管施設数につきましては宮城県農林水産部が取りまとめ、下記のとおり公表しています。

【参考資料】「東日本大震災～発災から1年間の災害対応記録 第9章 福島原子力発電所事故への対応」
2013年6月 宮城県農林水産部

県内市町村別汚染稲わら量と保管施設数（平成25年5月末現在）

市町	汚染稲わら 推定量 (t)	ロール換 算個数	保管施設数							その他農 家保管量
			H23 設置	H24 設置	計	自己所 有地	民有地 借地	公有 地	計	
白石市	197	1,794	2	1	3		3		3	2
角田市	26	236								12
村田町*	1	9							1	1
川崎町	32	293	1		1	1				6
蔵王町*	1	9								2
丸森町	10	88								4
大郷町	32	291								2
亘理町	5	45								1
山元町	3	36								2
大崎市	733	6,664	12	7	19	19			19	30
美里町	326	2,964	6	1	7	7			7	1
涌谷町	270	2,455	5	1	6	6			6	2
加美町	14	127								4
栗原市	900	8,400	3	10	13	1		12	13	
登米市	2,235	19,673	30	9	39	23		16	39	9
気仙沼市*	1	9								3
南三陸町*	1	9								
石巻市	69	627	4		4	2	2		4	5
東松島市	24	218	1		1	1			1	
19市町計	4,800	44,000	64	29	93	60	5	28	93	86

この参考資料は、平成26年1月20日に開催された第5回市町村長会議の説明資料にあります保管量一覧表において、空欄となっている6市町村に汚染稲わらが存在していることと保管量の差異があることを示しております。

平成26年1月20日開催 第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議 資料

宮城県における指定廃棄物等の保管量について

別添1

(単位:t)

市町村名	(1)指定廃棄物量(平成25年8月31日時点)					合計	(2)8000Bq/kg超の未指定の保管量(※) (平成25年8月末時点)		合計((1)+(2))
	廃棄物焼却灰	下水汚泥	浄水発生土	農林業系副産物	その他		農林業系副産物等	その他	
仙台市					0.2	0.2			0.2
石巻市							4.8		4.8
塩竈市									
気仙沼市									
白石市			550.0		17.1	567.1	0.5		567.6
名取市			3.2		2.4	5.6			5.6
角田市							50.0		50.0
多賀城市									
岩沼市			458.0			458.0			458.0
登米市				2,235.0		2,235.0			2,235.0
栗原市							974.1		974.1
東松島市									
大崎市									
蔵王町					0.1	0.1			0.1
七ヶ宿町								0.1	0.1
大河原町									
村田町									
葉田町					0.1	0.1			0.1
川崎町							24.0		24.0
丸森町							10.5	16.0	26.5
亘理町							5.0		5.0
山元町				3.2		3.2			3.2
松島町									
七ヶ浜町									
利府町								0.001	0.001
大和町									
大郷町									
富谷町									
大衡村									
色麻町								1.5	1.5
加美町							3.6		3.6
涌谷町							270.0		270.0
美里町							326.0		326.0
女川町									
南三陸町									
合計			1,011.2	2,238.2	19.9	3,269.3	1,668.5	17.6	4,955.3

<備考>

※:農林業系副産物の保管量については、環境省が実施した「原子力発電所事故由来放射性物質により汚染された農林業系廃棄物の保管状況等の調査」(平成25年8月実施)の回答結果に基づいたもの。
なお、「その他」は、平成25年3月末時点の数値。

これらのことを踏まえ、次の2点について伺います。

①環境省の回答と、宮城県が公表した資料には明らかな違いがあります。なぜ、このような違いが生じたのでしょうか。

②平成25年5月31日現在として宮城県が公表したデータが現状の保管量ということになりますと、最終処分場の必要面積も増えるのではないのでしょうか。

また、その面積はどれくらいになるのかお示し願います。

2. 小里環境副大臣は、これまでの取材等において「宮城県内にある指定廃棄物の保管施設がひっ迫している」と発言されておりますが、このことについて次の3点についてお伺いします。

①県内保管施設のすべての所在地

②具体的な保管状況

③どのようにひっ迫しているのか、具体的なその内容

3. 必要面積の算定において、防災調整池の必要面積は2,500㎡とされており、その算定根拠は、防災調整池を除いた面積である2.28haに対し、算出した面積であるとされています。

平成26年10月2日の貴省よりの回答1で、第4回市町村長会議資料での必要面積が計画最終処分量の減少により、埋立地及び防災調整池の面積も減少したとの回答でした。選定された候補地は土砂を採取した切土箇所、周囲の斜面状況から防災調整池の集水範囲が平地のみでなく斜面も含まれるため、防災調整池の面積が拡大することは明らかであると考えます。

このことは貴省で平成25年11月に実施された現地確認で、把握されたことと思えます。土地の抽出にあたっての基本的な考え方の一つとして「必要な面積を十分に確保できるならかな地形の土地を抽出する」とされている中で、なぜこのような状況を把握された上で、候補地として選定されたのかお伺いします。

4. 水源についての評価項目は、安心等の地域の理解がより得られやすい地域を選定するための評価項目及び評価指標として示されております。

勾配30度以上の傾斜地を選定したことに関する貴省の回答では、「田代岳の現状は統一的データと明らかに齟齬があることが判明したため、現地調査によって確認した」と現状を優先する考えにより当地を候補地にしたとしております。

そうであれば、現地調査により田代岳候補地から長沼沢を経て二ツ石ダムへ流入するかんがい用水や、蛀子沢等を経て岩堂沢ダムへ流入するかんがい用水についても確認されたことと思えます。

住民の安心や理解がより得られやすい地域を指標に掲げたのは、このような地域を避けるためではなかったのでしょうか。

「現状を優先する」貴省の考えにより、この場所は安心等の地域の理解が得られない土地と判断し、候補地から除外すべきだったと考えます。

貴省は現地調査において、このことについての確認や考慮をされたのかお伺いします。

5. 前回質問いたしました「急傾斜地を除外した面積にすべきではなかったか」に対する貴省の回答は、「除外項目により除外された後の面積を示す一方、田代岳の候補地は東北財務局から提供のあった国有地の一覧に示された面積をそのままお示ししたところ」でありました。

貴省に回答を求めたのは、「勾配30度以上の法面等を候補地面積から除外しなかった理由」についてであります。

「東北財務局からの情報をそのままお示しした」ということでは質問の回答になっておりません。再度ご回答を求めます。

また、候補地7.9haのうち、傾斜51度の法面が6割以上を占めている現状を現地で確認をされたのであれば、「現状を優先する」とした貴省の考え方にに基づき除外すべき土地と考えます。このことに関する貴省の考え方についてお伺いします。

このことに関連し、東北財務局から災害復興のために利用可能な国有地の提供があったのはいつなのか、お伺いします。

また、図面と現状の齟齬を確認したのはいつなのか、併せてお伺いします。

6. 平成26年6月9日開催の5者会談において配布された貴省の回答書には「既存のデータを用いて土砂災害の危険性の高い場所を除外しているが、田代岳の候補地はこれらの除外する地域に該当しておりません」と記載されておりました。

しかし、平成26年8月20日に提出された貴省の回答書には「データ上は田代岳の候補地内にも勾配30度以上の傾斜地が含まれておりました」と記載されております。

貴省は6月の時点では該当しないと回答しておりましたが、指摘があつてから統一的データと異なるため、現状を反映した情報を利用することが適切と判断したとしております。

貴省は、評価基準に基づかない特殊な選定手法・経過であつたにも拘らず、そのことについて町に説明をすることもなく、急傾斜地に該当する場所はないと言い続けておりましたが、町からの指摘により特別な選定を行ったことを明らかにされました。

なぜ、町が指摘するまでそのことを認めることもせず、説明もされなかったのでしょうか。当初から把握されていたのであれば、平成26年8月20日まで意図的に隠していたということであり、指摘によって回答が変わったのであれば、選定手法に誤りがあったということになります。

これまでの経緯も含めた貴省の見解について、お伺いします。

7. 平成26年7月25日に開催された第6回宮城県市町村長会議の席上で、石原前環境大臣は、「詳細調査をすることは最終処分場の設置を意味するものではなく、適地でないことが分かれば造らない」と4度にわたり発言され、この発言を前提に市町村長会議が進められました。

しかし、平成26年10月8日に開催された参議院予算委員会において、小里環境副大臣は「基本的には3候補地の中から最終的な候補地1箇所をお示しできる」と答弁されておりますが、このことにより市町村長会議の前提（市町村長の総意等）が崩れてしまうのではないのでしょうか、お伺いします。

さらに、環境省では市町村長の総意を得たとして平成26年10月8日に田代岳の現地詳細調査を開始いたしました。が、「市町村長の総意」を「住民の理解」と同様だとお考えでしょうか、併せてお伺いします。

8. 環境省では、仮設焼却炉に設置されるバグフィルター放射性物質（セシウム）捕捉率は99.9%であると説明されておりますが、これを証明する根拠（論文やデータ等）をお示し願います。

9. 放射性指定廃棄物の埋立地としてコンクリート構造物を設置しますが、コンクリートの耐久性の点で、築造後100～200年間は安全とする根拠をお示し願います。

併せて、100～200年間にわたりメンテナンスを施すことなく耐久性を持続したコンクリート構造物の実例（実績）は存在するのでしょうか、お伺いします。

10. 宮城県観光統計概要では下表のとおり「やくらい観光地」への入込客数は76万人であります。

貴省が示す評価項目・指標では、「宮城県観光統計概要の過去5年の分類別主要観光地点年間観光客入込数を用いて、入込客数50万人以上の“観光地”が位置する市町村行政区を除外する」としております。

しかし、貴省はこの質問に関する前回の回答で「観光地への入込客数を『点』で把握し、それぞれの点における入込客数を用いて除外すべき観光地を決めるという手法は、第4回会議において確定した手法に則ったものです」としております。

観光地への入込客数を『点』で把握するという新たな指標がどの資料に明記されているのかお伺いします。

なお、広辞苑で「観光地」とは、観光の対象とされる史跡や名勝、また、温泉などがある土地と定義されており、『点』ではなく面であると示しています。

ご承知のとおり「やくらい観光地」には温泉などがあり、その周りには下記の写真にあるように観光施設が整備されております。

観光地点	入込客数（千人）				
	H18	H19	H20	H21	H22
薬菜山	264	274	272	279	278
やくらい薬師の湯	128	130	122	123	119
やくらい土産センター	182	237	248	254	245
やくらいガーデン	44	41	39	40	36
やくらいウォーターパーク	86	83	83	77	83
合計	704	765	764	773	761

やくらい観光施設群



入込客数は平成22年宮城県観光統計概要より

以上10点の質問に対し、貴省の誠意ある回答を求めます。